

## 第 2 章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科(昼)	2 年	40 名	80 名
	国際自動車整備科 (昼) (※1)	3 年	40 名	120 名
	自動車整備・ボディリペア科 (昼) (※2)	3 年	35 名	105 名
	自動車整備・カスタマイズ科 (昼) (※2)	4 年	20 名	80 名
	一級自動車工学科(昼) (※2)	4 年	75 名	300 名

※1) 1 年次は留学生対象の専門規定科目を修業し、2 年次、3 年次は自動車整備科の 1 年次と 2 年次の二級自動車整備士養成課程の規定科目を修業する。

※2) 1 年次と 2 年次に二級自動車整備士養成課程の規定科目を修業し、3 年次または 3 年次と 4 年次に各課程の専門規定科目を修業するものとする。

(学年及び学期)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

2. 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (2) 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 10 日まで
- (3) 春季休業 4 月 28 日から 5 月 5 日まで
- (4) 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (5) 秋季休業 10 月 28 日から 11 月 5 日まで
- (6) 冬季休業 12 月 20 日から 1 月 10 日まで
- (7) 学年末休業 3 月 20 日から 3 月 31 日まで

2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。